

各 所 属 所 長
各市町公立学校共済組合事務主管課長 殿

公立学校共済組合香川支部
支部長 淀谷 圭三郎

育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び
育児時短勤務手当金の給付上限相当額等の変更について（通知）

このことについて、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 17 条第 4 項第 1 号、第 2 号ロ及びハ並びに第 61 条の 12 第 2 項に規定する額の変更に伴い、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間について支給される地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 4 項、第 70 条の 4 第 3 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 5 項及び第 6 項の規定による育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金の給付上限相当額等が下記のとおり変更されますので、お知らせします。

記

給付金名称	変 更 前 (令和 7 年 7 月 31 日まで)	変 更 後 (令和 7 年 8 月 1 日以後)
育児休業手当金	[給付上限相当額] ○50%適用の場合 10,697 円 ○67%適用の場合 14,334 円	[給付上限相当額] ○50%適用の場合 10,984 円 ○67%適用の場合 14,718 円
育児休業 支援手当金	[給付上限相当額] 2,781 円	[給付上限相当額] 2,855 円
介護休業手当金	[給付上限相当額] 15,778 円	[給付上限相当額] 16,207 円
育児時短 勤務手当金	[支給限度額] 459,000 円 [基準報酬月額相当額] 470,700 円 [最低限度額] 2,295 円	[支給限度額] 471,393 円 [基準報酬月額相当額] 483,300 円 [最低限度額] 2,411 円

※新様式は公立学校共済組合香川支部のホームページ等からダウンロードできます。

※既に受付済の給付金については、共済組合側で確認・修正いたしますので、請求様式の差替え等は不要です。

(担当) 公立学校共済組合香川支部
共済グループ
短期給付担当 久保・西尾
TEL: 087-832-3792